

2020年5月25日

お客様各位

三井不動産レジデンシャルサービス株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言解除に伴う弊社対応について

5月25日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、北海道における新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言（4月7日発表、5月31日まで延長）が、5月26日から解除され、全ての都道府県において緊急事態宣言が解除されることとなりました。

緊急事態宣言期間中、管理業務の一部縮小、中止、延期につきまして、お客様には大変ご迷惑・ご不便をおかけいたしました。感染症拡大防止に向けて、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございました。

緊急事態宣言解除を受け、弊社では6月1日より管理委託業務の再開につき皆様と協議させていただくことといたしました。

なお、業務再開にあたりましては、「新しい生活様式」の実践等、国や自治体からの感染拡大防止に向けた要請にお応えするとともに、管理組合の皆様をはじめとするお客様および業務委託先・弊社従業員の健康を守るため、在宅勤務・シフト勤務の継続、ソーシャルディスタンスの確保等の施策を講じてまいります。

また、お客様センターへの通常のお問い合わせ等については、弊社ホームページの「お問い合わせフォーム」での対応等を継続してまいりますので、ご利用くださいますようお願いいたします。

「三井不動産レジデンシャルサービス株式会社 お問い合わせフォーム」

<https://www.mitsui-kanri.co.jp/contact/living/management/form/>

以上